

## 報告タイトル：F.ヘングスバッハの「民主的資本主義」の構想

### 報告要旨

福祉国家の危機が顕在化して以降、西側先進各国は、いわゆる新自由主義型の政策構想にもとづいてさまざまな改革を実施してきた。しかし、新自由主義型の政策構想にもとづく改革は、貧困や格差問題等の深刻な経済社会問題を引き起こしてきている。本報告で取り上げるドイツの社会倫理学者、F.ヘングスバッハ（F.Hengsbach）は、キリスト教社会倫理の立場に依拠しながら、この改革の動きを痛烈に批判するとともに、それに代わる構想として「民主的資本主義」（demokratische Kapitalismus）の構想を展開する。本報告では、かれの民主的資本主義の構想がどのようなものであるかを明らかにする。

ヘングスバッハのキリスト教社会倫理の特徴は、社会運動を通じた社会構造の変革によって社会問題を克服していこうとする点にある。かれは、個々人の価値観が多様化する多元社会の中であって、人びとの合意が可能で、社会運動を導くことのできる指導的理念として「人格の尊厳」を掲げる。この理念が具体化されたものが人権であるが、かれによれば、新自由主義型の改革が進められる中で、社会的弱者の人権がますます脅かされるようになっている。そのため、かれは、社会的弱者の人権が保障されるように、市場経済の動きを制御していこうとする。その際、重要になってくるのが、社会運動を通じて、社会的弱者ならびにそれに寄り添う人びとが経済、社会、政治の集団的意思決定に参加し、社会的弱者の人権が保障されるように市場経済の制御の仕組みを整えることにある。これが、かれの言う民主的資本主義の構想にほかならない。

このかれの民主的資本主義の構想が具体的にどのようなものであるのかについて、かれは、現代社会の抱える多様な問題を取り扱う中で明らかにしてきている。本報告では、とくに労働と福祉国家のあり方に焦点をあてて、かれの構想の特徴を紹介する。その特徴として大きく三つの点を指摘することができる。第一に、「稼得労働の中での解放」を目指し、労働者と資本所有者が対等な立場で交渉できる企業構造を構築すること、第二に、「性民主制」と呼ばれる男女平等社会に向け、多様な制度改革を実現すること、第三に、「完全労働」という新たな政策目標の下、稼得労働以外の労働を評価する仕組みを構築するとともに、所得の最低保障制度の導入をはかることがあげられる。

以上のようなヘングスバッハの民主的資本主義の構想は、現代社会のあり方をめぐって、新たな視点を提起するものと言うことができよう。